

新型コロナウイルス感染症にかかる 当面の対応方針

令和2年12月（第2版）

昭島市新型コロナウイルス感染症対策本部

○感染症への対応方針

新型コロナウイルス感染症の克服に向けた取組を進めるため、6つの対応方針を以下のとおり定めます。

1. 市民一人ひとりの基本的感染防止対策
(新しい生活様式の実践等)
2. 市民生活・地域経済への支援対策
(地域経済活動への支援、復興へ向けた取組)
3. 医療機関及び福祉事業所への支援・子育て世代への支援・感染症対策の推進
(安全・安心な生活基盤の確保)
4. 学校教育及び児童生徒への支援対策
(教育環境の確保)
5. 市所有施設、市民サービス等の感染防止対策
(公共サービスの提供体制)
6. 今後の感染症に備えた対策
(市民の生命と生活を守る)

感染症への対応方針は、今後の国や東京都の動向、市民生活の変化等に対応し、随時、適切な見直しを図ります

1 市民一人ひとりの基本的感染防止対策

★誰もが感染するリスク、誰もが感染させるリスクがあります。新型コロナウイルス感染症からあなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直しましょう。

(1) 感染防止の3つの基本

身体的距離の確保	人との間隔はできるだけ2メートル（最低1メートル）空ける、会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
マスクの着用	外出時、屋内にいるとき（周囲に身体的距離が確保されている場合は除く）や会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する
手洗いの徹底	家に帰ったらまず手や顔を洗う、手洗いはすみずみまで水と石鹸で丁寧に洗う

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式への移行

- ◇こまめな手洗い、手指消毒
- ◇咳エチケットの徹底
- ◇こまめに換気
- ◇身体的距離の確保
- ◇「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ◇一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ◇毎朝の体温測定・健康チェック、発熱または風邪の症状がある場合は無理をせず自宅で療養

(3) 日常生活の各場面別の生活様式への移行（取組みの例示）

買い物	通販や電子決済の利用、できるだけ少人数（1人がベスト）すいた時間におこなう
娯楽・スポーツ	公園はすいた時間帯に利用、ジョギングは少人数（1人がベスト）で、施設等の利用は可能なら予約制を活用
公共交通機関の利用	混んでいる時間帯は避けて、会話は控える、可能な範囲で徒歩や自転車の利用
食 事	持ち帰りや出前・デリバリーを利用、大皿は避けて料理は個々に、対面ではなく横並びに座る
冠婚葬祭などの親族行事	可能な範囲で、多人数の会食は避けて、発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ◇テレワークやローテーション勤務
- ◇時差通勤でゆったりと
- ◇オフィスはひろびろと
- ◇会議はオンライン
- ◇対面での打合せは換気とマスク

(5) 避けなければならない感染リスクが高まる「5つの場面」

【場面1】飲食を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる
- ・回し飲みや箸などの共有が感染リスクを高める



【場面2】大人数や長時におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事比べて、感染リスクが高まる
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため感染リスクが高まる



【場面3】マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる
- ・マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要



【場面4】狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている



【場面5】居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる可能性がある
- ・休憩室、喫煙所等での感染が疑われる事例が確認されている



(6) 寒い環境でも換気の実施

◇換気扇などによる常時換気

◇換気扇が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓開け（窓を少し開け室温は18℃以上を目安に）、また、連続した部屋などを用いた2階段の換気やH E P Aフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられます。（例として、使用していない部屋の窓を大きく開けるなど）

◇飲食店などで可能な場合は、C O 2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000 p p m以下（機械換気の場合）を維持。窓開け換気の場合は目安としてください

※この他、会食時における注意事項「5つの小」なども参考にしましょう！

2 市民生活・地域経済への支援対策

市民生活への支援	◇国や東京都及び市独自の市民生活支援対策事業については、引き続き、スピード感をもって迅速な支援の実施に取り組む 【継続】
	◇感染症の影響により、解雇や雇止め、内定取消し等により就職の機会を失った市民に対し、会計年度任用職員として雇用を行う 【継続】
	◇感染症の影響により売上が減少した中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税・都市計画税について、一定の要件を満たす場合軽減する 【新規】
	◇感染症及び感染症まん延防止のための措置が市民生活に与えた影響を考慮し、令和3年度の都市計画税の税率を0.25%から0.245%に引き下げる 【新規】
	◇感染症の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、児童扶養手当受給世帯を除く、児童育成手当の受給世帯へ給付金を支給する、なお、本事業は、個人からの寄附金を財源に実施する 【実施済】
	◇感染症の影響により、家計への影響を受けやすい就学援助費を受給されているご家庭の年末年始の生活の支援のため、昭島市独自の緊急支援として再度給付金を支給する 【実施済】
	◇感染症の影響により収入が減少し、市税等の納付や公共料金などの納期内の納付が困難な方には、一定期間徴収を猶予する 【継続】

市民生活への支援	◇感染症予防対策で在宅にて過ごす時間が増加することを踏まえ、少しでも有意義に過ごせるよう市民図書館の電子書籍を増冊し、読書環境の充実を図る 【継続】
	◇感染症に便乗した詐欺等の被害防止を啓発するため、広報あきしま・市公式ホームページへの掲載、市公式ツイッター・携帯メールサービスでの配信をはじめ、チラシの配布等効果的な情報提供に努める 【継続】
地域経済への支援	◇東京都及び市の感染拡大防止協力金の対象とならない市内中小事業者等に対し、売上げが20%以上減少し、セーフティネット保証等の認定を受けた、または4・5月の売上げが20%以上50%未満減少した等、一定の要件を満たす場合、応援金を支給する 【実施済】
	◇国の家賃支援給付金の対象とならない市内中小事業者等に対し、感染症の影響により4～8月の売上げが20%以上50%未満減少した等、一定の要件を満たす場合、家賃支援金を支給する 【実施済】
	◇感染症の影響を受けた市内飲食店等の経営を支援するため、昭島市商工会が実施する昭島さきめし応援プロジェクトに対する補助を行う 【継続】 なお、飲食店への20%応援金及び利用者への30%オフキャンペーンについては終了した
	◇感染症の影響を受けた市内中小事業者等の、資金繰りや経営上の不安、国や東京都の支援策への手続方法等に対応するため、専門家（中小企業診断士・社会保険労務士）を配置した相談窓口を開設する 【実施済】
	◇緊急対策事業資金融資あっせん事業（4月～）を引き続き実施し、市内中小事業者等への支援に努める 【継続】
	◇国や東京都の経済社会活動の引き上げを図るための対策事業については、昭島市商工会と連携し支援に努める 【継続】

3 医療機関及び福祉事業所への支援・子育て世代への支援・感染症対策

策の推進

医療機関及び福祉事業所への支援	◇医療機関や福祉施設などで勤務する医療従事者や職員に対し慰労金を給付する。また、その事業所に対して新型コロナウイルス対策の補助金を交付する 【継続】
	◇小規模の福祉施設などの利用者や従業員に対するPCR検査の実施体制を構築し、関係者の安心と安全の確保を図る ※ 特別養護老人ホームなど大規模の施設は都が直接助成 【新規】
	◇引き続き、医療機関や福祉事業所などと連携し、情報の共有に努めながら、各施設の新型コロナウイルス感染症対策に対する支援を図る 【継続】
子育て世代への支援	◇集团でおこなわれていた乳幼児や1歳6か月児、3歳児健診について、感染防止対策として個別健診に変更する 【継続】
	◇保育施設等の登園自粛や小中学校等の臨時休校に伴い、自宅での学習を支援するため幼児・児童・生徒に、図書購入助成として図書カードを配布する 【実施済】
	◇令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に生まれたお子様1人につき10万円を支給し、子育てに伴う経済的な負担の軽減を図る 【継続】
	◇子育て世代への切れ目のない支援の一環として、出産した際に配布している育児パッケージに合わせ、クオカード（1万円分）を配布し、新型コロナウイルス感染症対策に対する支援の充実を図る 【継続】
感染症対策の推進	◇利用客が激減した市内のホテルとタクシー事業者を活用し、外出自粛で家から出られない75歳以上の高齢者にお弁当を配食し高齢者の見守りをおこなうことにより、高齢者の安否確認及び健康状態の確認並びに給付金詐欺防止等の徹底と市内事業者の支援を図る (期間：令和2年6月13日～令和2年7月11日) 【実施済】
	◇引き続き、市が設置したPCR検査センターの安定的な運営を図る中で、効果的で、危機対応力のあるPCR検査体制の強化を図る 【継続】
	◇感染症に関する住民接種の基本的な計画の取りまとめを進めるとともに、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事業の準備体制を構築する 【新規】

感染症対策の推進	◇引き続き、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び関係団体と連携し、感染症対策の推進に努める 【継続】
----------	---

4 学校教育及び児童生徒への支援対策

学校における教育活動	◇市立小中学校においては、6月1日（月）から学校を再開し、分散登校等を経て、6月11日（木）からすべての学校において通常授業で実施している。引き続き、児童生徒及び教職員への感染防止対策を徹底した学校運営を図る 【継続】
	◇夏季休業は8月1日（土）から8月23日（日）までとする 【実施済】
	◇冬季休業は12月25日（金）から1月7日（木）までとする 【新規】
	◇卒業式等の学校行事は、感染防止対策を徹底した上で、規模を縮小し、時間を短縮して実施する 【新規】
	◇全市立小中学校の小学校6年生及び中学校3年生の児童・生徒を対象に、それぞれに学校生活最後の思い出作りの機会となるよう、「市内のホテル」での宿泊行事を実施する 【継続】
児童生徒への支援対策	◇緊急時における児童生徒の家庭でのオンライン学習が可能となる環境の整備を図る 【継続】
	◇子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をおこなうための人員体制の整備として、学習支援員の拡充を図る 【継続】
	◇子どもたち一人ひとりの心のケアに対応するため、スクールカウンセラーや臨床心理士、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を図る 【継続】

5 市所有施設、市民サービス等の感染防止対策

市所有施設の利用	◇市所有施設においては、検温及び手指消毒の励行並びに感染症対策チェックシートの記入等感染防止対策の徹底を図る 【継続】
	◇施設利用時における定員の見直し及び必要に応じた消毒、換気等の協力を要請する 【継続】
催物（イベント等）の開催	◇市主催の催物（イベント等）の開催にあたっては、国及び東京都が示す感染症対応策等に基づき開催の可否を判断し、開催にあたっては必要な感染防止対策を図る 国：「催物の開催制限等について」 東京都：「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」 その他：「業種別ガイドライン」 【継続】
	◇市有施設利用団体に対し、市の対応を踏まえた取組みを要請する 【継続】
保育園・学童クラブの開所	◇引き続き、保育園及び学童クラブと連携し、情報の共有に努めながら、各施設の新型コロナウイルス感染症対策に対する支援を図る 【継続】

6 今後の感染症に備えた対策

新型コロナウイルス感染症対策基金の活用	◇市独自の感染症拡大防止並びに市民生活及び地域経済への支援のために、寄附金などを財源として7月に設置した基金を、状況の変化に応じて感染症対策事業費として引き続き活用する 【継続】
新型コロナウイルス感染症禍での災害対策	◇引き続き、災害時に感染症等に関する情報を確実に伝達するため、浸水想定区域内の要支援者世帯等に対し、防災行政無線を直接受信できる戸別受信機の設置を促進するとともに、使用料等の補助を行う 【継続】
	◇コロナ禍での避難所運営においては収容人数が減少することから、多くの避難所の開設と新たな避難所の確保に努めるとともに、感染状況を踏まえた避難所の感染拡大防止対策に努める。また、可能な範囲で衛生用品等の自主携行について市民に周知する 【継続】

<p>新型コロナウイルス感染症禍での災害対策</p>	<p>◇感染状況を踏まえ、避難所に避難することが適切な避難行動かどうか、市民一人ひとりが事前に検討していただくよう周知・啓発に努める</p> <p style="text-align: right;">【継続】</p>
<p>国や東京都との連携</p>	<p>◇年末に入り感染が拡大している状況にあることから、国や東京都の感染拡大防止対策や経済社会活動の引き上げを図るための対策等に注視し、必要に応じ協力・連携した対応を図る</p> <p style="text-align: right;">【継続】</p>